

◇教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 災害応急作業等派遣手当を支給しない職員を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和 6 年 5 月 30 日）から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）